

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">Ⅱ 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書（C-1000）</b></p> <p>（省略）</p> <p>「<b>照会者の住所、氏名・印</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に<u>係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 に規定する符号</u>を記載する。</p> <p>照会文中の「<u>関税率表適用上の所属区分</u>」、「<u>関税率</u>」、「<u>統計品目番号</u>」、「<u>内国消費税等の適用区分及び税率</u>」及び「<u>他法令</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の口内に×印を記入することにより照会事項を表示する。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書（C-1000）</b></p> <p>（同左）</p> <p>「<b>照会者の住所、氏名・印</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>なお、<u>照会者が輸入委託者である場合においても</u>、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に<u>登録された輸出入者コード番号</u>がある場合はそのコード番号を記載し、ない場合には 99999 と記載する。</p> <p>「<u>照会文</u>」中の「<u>関税率表適用上の所属区分</u>」、「<u>関税率</u>」、「<u>統計品目番号</u>」、「<u>内国消費税等の適用区分及び税率</u>」及び「<u>他法令</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の口内に×印を記入することにより照会事項を表示する。</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>「<b>輸入申告予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>(省略)</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<b>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「<b>照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）</b>」欄には、当該照会に係る貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低</p>	<p>(同左)</p> <p>「<b>輸入予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>(同左)</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<b>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○印で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「<b>照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）</b>」欄には、当該照会に係る貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（例1）（省略）</p> <p>（例2）本品は、アーモンド（X%）としょ糖（Y%）から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物（1個の重量5kg）である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子（<u>マルチパン</u>）としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「<u>要・否</u>」のうち要を○で囲む。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（180日を超えない期間に限る。）を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）</b></p> <p>（省略）</p>	<p>必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（例1）（同左）</p> <p>（例2）本品は、アーモンド（X%）としょ糖（Y%）から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物（1個の重量5kg）である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子（<u>マルテイパン</u>）としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の<u>要・否</u>のうち要を○で囲む。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間を記載する。<u>この場合において、記載できる非公開期間は180日を超えないものとする。</u></p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）</b></p> <p>（同左）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<u>照会者の住所、氏名・印</u>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「<u>代理人の住所、氏名・印</u>」欄に代理人の住所・氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「<u>代理人の住所、氏名・印</u>」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>「<u>輸入者符号</u>」欄には、照会者に係る<u>外国貿易等に関する統計基本通達(昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号) 25-6 に規定する符号</u>を記載する。</p> <p><u>照会文中の「WTO協定」、「経済連携協定( )」、「特惠」、及び「その他( )」</u>については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。また、「<u>経済連携協定</u>」又は「<u>その他</u>」に該当する場合には、「( )」内に<u>経済連携協定名等</u>を記載する。</p> <p>(省略)</p> <p>「<u>輸入申告予定官署</u>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>(省略)</p> <p>「<u>参考資料</u>」欄中の「見本、写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「( )」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p>	<p>「<u>照会者の住所・氏名・印</u>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所・氏名・印」欄に加え、「<u>代理人の住所・氏名・印</u>」欄に代理人の住所・氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「<u>輸入者符号</u>」欄には、照会者に<u>登録された輸出入者コード番号がある場合はそのコード番号</u>を記載し、ない場合には 99999 と記載する。</p> <p>「<u>照会文</u>」中の「<u>WTO協定</u>」、「<u>自由貿易協定( )</u>」及び「<u>特惠</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入し、「<u>自由貿易協定</u>」については、<u>括弧内に自由貿易協定の締約国名</u>を記載することにより照会事項を表示する。</p> <p>(同左)</p> <p>「<u>輸入予定官署</u>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>(同左)</p> <p>「<u>参考資料</u>」欄中の「見本、写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○印で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「( )」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<b>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの 2 欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>(省略)</p> <p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は原産地の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「<u>要・否</u>」のうち要を○で囲む。</p> <p>(省略)</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（180 日を超えない期間に限る。）を記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(同左)</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○<u>印</u>で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<b>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○<u>印</u>で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの 2 欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>(同左)</p> <p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は原産地の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の<u>要・否</u>のうち要を○で囲む。</p> <p>(同左)</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間を記載する。<u>この場合において、記載できる非公開期間は 180 日を超えないものとする。</u></p> <p>(同左)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（C-1000-6）</b></p> <p>1 関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙1及び別紙2を含む。）に必要事項を記載の上、当該照会に係る貨物の主要な<u>輸入申告予定税関</u>の首席関税評価官等に1部提出する。</p> <p>2 「<b>照会者の住所、氏名・印（署名）</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。また、「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>3及び4 （省略）</p> <p>5 「<b>輸入申告予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。 （省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>インターネットによる事前教示に関する照会書（C-1000-13）</b></p> <p>（省略）</p> <p>「<b>照会者の住所、氏名・印</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名</p>	<p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（C-1000-6）</b></p> <p>1 関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙1及び別紙2を含む。）に必要事項を記載の上、当該照会に係る貨物の主要な<u>輸入予定地を管轄する税関</u>の首席関税評価官等に1部提出する。</p> <p>2 「<b>照会者の住所、氏名・印（署名）、（輸入者符号）</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。また、<u>照会者が輸出入者コード番号を取得している場合には、そのコード番号を記載し、それ以外の場合には、99999と記載する。</u></p> <p>3及び4 （同左）</p> <p>5 「<b>輸入通関予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。 （同左）</p> <p style="text-align: center;"><b>インターネットによる事前教示に関する照会書（C-1000-13）</b></p> <p>（同左）</p> <p>「<b>照会者の住所、氏名・印</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に<u>係る外国貿易等に関する統計基本通達25-6に規定する符号</u>を記載する。</p> <p>照会文中の「<u>関税率表適用上の所属区分</u>」、「<u>関税率</u>」、「<u>統計品目番号</u>」、「<u>内国消費税等の適用区分及び税率</u>」及び「<u>他法令</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の口内に×印を記入することにより照会事項を表示する。</p> <p>(省略)</p> <p>「<b>輸入申告予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>(省略)</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p>	<p>又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>なお、<u>照会者が輸入委託者である場合においても</u>、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に<u>登録された輸出入者コード番号がある場合はそのコード番号を記載し、ない場合には99999と記載する</u>。</p> <p>「<u>照会文</u>」中の「<u>関税率表適用上の所属区分</u>」、「<u>関税率</u>」、「<u>統計品目番号</u>」、「<u>内国消費税等の適用区分及び税率</u>」及び「<u>他法令</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の口内に×印を記入することにより照会事項を表示する。</p> <p>(同左)</p> <p>「<b>輸入予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>(同左)</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）」欄には、当該照会に係る貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（例1）（省略）</p> <p>（例2）本品は、アーモンド（X%）としょ糖（Y%）から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物（1個の重量5kg）である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子（<u>マルチパン</u>）としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。</p> <p>（省略）</p>	<p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○印で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）」欄には、当該照会に係る貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（例1）（同左）</p> <p>（例2）本品は、アーモンド（X%）としょ糖（Y%）から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物（1個の重量5kg）である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子（<u>マルテイパン</u>）としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。</p> <p>（同左）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「<u>要・否</u>」のうち要を○で囲む。 （省略）</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（<u>180日を超えない期間に限る。</u>）を記載する。</p> <p><b>インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）</b>（C-1000-16）</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>照会者の住所、氏名・印</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「<u>代理人の住所、氏名・印</u>」欄に<u>輸入委託者の住所、氏名又は名称を</u>、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を<u>それぞれ</u>記載する。</p> <p>「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に<u>係る外国貿易等に関する統計基本通達</u>（昭</p>	<p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の<u>要・否</u>のうち要を○で囲む。 （同左）</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間を記載する。<u>この場合において、記載できる非公開期間は180日を超えないものとする。</u></p> <p><b>インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）</b>（C-1000-16）</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>照会者の住所、氏名・印</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に<u>登録された輸出入者コード番号がある場</u></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号) 25－6 に規定する符号を記載する。</p> <p>照会文中の「WTO 協定」、「経済連携協定（）」、「特惠」、及び「その他（）」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。また、「経済連携協定」又は「その他」に該当する場合には、<u>「（）」</u>内に経済連携協定名等を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>輸入申告予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2 以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>参考資料</b>」欄中の「写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<b>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該実績がある場合に</p>	<p>合はそのコード番号を記載し、<u>ない場合には 9999 と記載する。</u></p> <p>「<u>照会文</u>」中の「WTO 協定」、「経済連携協定（）」、「特惠」、及び「その他（）」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。また、「経済連携協定」又は「その他」に該当する場合には、<u>括弧内に経済連携協定の締約国名等</u>を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>輸入予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2 以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>参考資料</b>」欄中の「写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○<u>印</u>で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○<u>印</u>で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<b>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○<u>印</u>で囲み、当該実績がある場合に</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>統一補足説明：提出枚</b>」欄については、「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は原産地の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「<u>要・否</u>」のうち要を○で囲む。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（180日を超えない期間に限る。）を記載する。</p> <p><b>インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用）</b>（C-1000-19）</p>	<p>には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>統一補足説明：提出枚</b>」欄については、「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○印で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は原産地の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の<u>要・否</u>のうち要を○印で囲む。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間を記載する。<u>この場合において、記載できる非公開期間は180日を超えないものとする。</u></p> <p><b>インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用）</b>（C-1000-19）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 インターネットによる関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙1及び別紙2を含む。）に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の<u>主要な輸入申告予定税関</u>の首席関税評価官等に電子メールにより送信する。</p> <p>なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>2 「<u>照会者の住所、氏名・印（署名）</u>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。また、「<u>輸入者符号</u>」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>3及び4 （省略）</p> <p>5 「<u>輸入申告予定官署</u>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>11 「<u>非公開期間の要否</u>」欄については、本回答書は関税評価の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、同欄の「<u>要・否</u>」のう</p>	<p>1 インターネットによる関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙1及び別紙2を含む。）に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の<u>主要な輸入予定地を管轄する税関</u>の首席関税評価官等に電子メールにより送信する。</p> <p>なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>2 「<u>照会者の住所、氏名・印（署名）、（輸入者符号）</u>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。また、<u>照会者が輸出入者コード番号を取得している場合には、そのコード番号を記載し、それ以外の場合には、99999と記載する。</u></p> <p>3及び4 （同左）</p> <p>5 「<u>輸入通関予定官署</u>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>11 「<u>非公開期間の要否</u>」欄については、本回答書は関税評価の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、同欄の<u>要・否のうち要</u></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ち要を○で囲む。</p> <p>12 （省略）</p> <p>13 「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間 <u>（180日を超えない期間に限る。）</u> を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書（減免税照会用）（C-1000-22）</b></p> <p>減免税に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、当該照会に係る貨物の主要な<u>輸入申告予定地</u>を管轄する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に1部提出する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>照会者の住所、氏名・印</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所・氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を<u>それぞれ</u>記載する。</p>	<p>を○印で囲む。</p> <p>12 （同左）</p> <p>13 「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間を記載する。<u>この場合において、記載できる非公開期間は180日を超えないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書（減免税照会用）（C-1000-22）</b></p> <p>減免税に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、当該照会に係る貨物の主要な<u>輸入予定地</u>を管轄する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に1部提出する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>照会者の住所、氏名・印</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所・氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を<u>記載する。</u></p> <p><u>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「（担当者）」及び「（電</u></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>輸入申告予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>参考資料</b>」欄中の「要」及び「否」については、参考資料の返却の要否について該当する□内に×印を記入し、「見本、写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、減免税に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<b>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の減免税の適用の可否を</p>	<p>話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に登録された輸出入者コード番号がある場合はそのコード番号を記載し、ない場合には99999と記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>輸入予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>参考資料</b>」欄中の「要」及び「否」については、参考資料の返却の要否について該当する□内に×印を記入し、「見本、写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○印で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、減免税に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<b>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の減免税の適用の可否を</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は減免税の適用の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「<u>要・否</u>」のうち要を○で囲む。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（180日を超えない期間に限る。）を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用）（C-1000-25）</p>	<p>決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は減免税の適用の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の<u>要・否</u>のうち要を○で囲む。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間を記載する。<u>この場合において、記載できる非公開期間は180日を超えないものとする。</u></p> <p>（同左）</p> <p>インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用）（C-1000-25）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>インターネットによる減免税の適用の可否に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が所属する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に電子メールにより送信する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>照会者の住所、氏名・印</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所・氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。</p> <p>「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号)25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>輸入申告予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>（省略）</p>	<p>インターネットによる減免税の適用の可否に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に電子メールにより送信する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>照会者の住所、氏名・印</b>」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所・氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「<b>輸入者符号</b>」欄には、照会者に登録された輸出入者コード番号がある場合はそのコード番号を記載し、ない場合には99999と記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>輸入予定官署</b>」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>（同左）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<b>参考資料</b>」欄中の「要」及び「否」については、参考資料の返却の要否について該当する□内に×印を記入し、「見本、写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「( )」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、減免税に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<b>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の減免税の適用の可否を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>（省略）</p>	<p>「<b>参考資料</b>」欄中の「要」及び「否」については、参考資料の返却の要否について該当する□内に×印を記入し、「見本、写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○印で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「( )」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「<b>照会貨物に係る事前教示実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物について、減免税に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「<b>類似貨物に係る輸入実績（有・無）</b>」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の減免税の適用の可否を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>（同左）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<b>統一補足説明書：提出枚</b>」欄については、「インターネットによる事前            教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補            足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付            又は提出された枚数を記入する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は減免税の適用の参考とす            るため、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供するので、例えば            照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期            間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「<u>要・否</u>」のうち要を○            で囲む。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした            場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間 <u>（180日を超えない期間に限る。）</u>            を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）</b>  <b>申請書（C-1003）</b></p> <p>(1) 「<u>輸入者符号</u>」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基  <u>本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を</u>  <u>記載する。</u></p>	<p>「<b>統一補足説明書：提出枚</b>」欄については、「インターネットによる事前            教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補            足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○印で囲み、添            付又は提出された枚数を記入する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>非公開期間の要否</b>」欄については、本回答書は減免税の適用の参考とす            るため、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供するので、例えば            照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期            間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の<u>要・否</u>のうち要を○で囲            む。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>非公開期間</b>」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした            場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間を記載する。<u>この場合において、</u>  <u>記載できる非公開期間は180日を超えないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）</b>  <b>申請書（C-1003）</b></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>(3) 提供する担保が据置担保の場合は、「<b>提供した担保</b>」欄の「<b>担保期間（債権発生期間）</b>」を記入する。</p> <p>なお、第 2 回目以降の納期限延長の際には、「<b>担保の種類</b>」の欄に（据置）担保預り証番号を記載することで、担保の提供が<u>あつたものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;"><b>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括） 申請書（官署別）（C-1004）</b></p> <p>(1) <u>標題中「<b>官署別</b>」とは、一の税関官署で使用する据置担保を提供して申請する場合であることを示す。</u></p> <p>(2) <u>「<b>輸入者符号</b>」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 に規定する符号を記載する。</u></p> <p>(3) <u>据置担保を提供した後の第 2 回目以降の包括納期限延長申請の場合は、「<b>担保の種類</b>」の欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があつたものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括） 申請書（一括）（C-1005）</b></p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 提供する担保が据置担保の場合は、「<b>提供した担保</b>」欄の「<b>担保期間（債権発生期間）</b>」を記入する。</p> <p>なお、第 2 回目以降の納期限延長の際には、「<b>担保の種類</b>」の欄に（据置）担保預り証番号を記載することで、担保の提供が<u>あつたものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;"><b>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括） 申請書（官署別）（C-1004）</b></p> <p><u>据置担保を提供した後の第 2 回目以降の包括納期限延長申請の場合は、「<b>担保の種類</b>」の欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があつたものとする。</u></p> <p><u>なお、標題中「<b>官署別</b>」とは、一の税関官署で使用する据置担保を提供して申請する場合であることを示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括） 申請書（一括）（C-1005）</b></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) <u>標題中「一括」とは、一括担保を提供して申請する場合であることを示す。</u></p> <p>(2) <u>「輸入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</u></p> <p>(3) <u>据置担保を提供した後の第2回目以降の包括納期限延長申請の場合は、「申請理由」欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があったものとする。</u></p> <p>(4) <u>「申請先」欄には、該当する官署にレ印を記載する。なお、官署名の記載のない場合は、適宜、記載して差し支えない。</u></p>	<p>据置担保を提供した後の第2回目以降の包括納期限延長申請の場合は、<u>「申請理由」欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があったものとする。</u></p> <p><u>なお、標題中「一括」とは一括担保を提供して申請する場合であることを示す。</u></p> <p><u>「申請先」欄には、該当する官署にレ印を記載する。なお、官署名の記載のない場合は、適宜、記載して差し支えない。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長 （特例申告）申請書（C-1006）</b></p> <p>(1) この申請書は、関税、内国消費税（酒税、たばこ税及びたばこ特別税を除く。）及び地方消費税について、特例申告（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）毎に作成する。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) <u>「輸入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長 （特例申告）申請書（C-1006）</b></p> <p>(1) この申請書は、関税、内国消費税（酒税、たばこ税及びたばこ特別税を除く。）及び地方消費税について、特例申告（関税法第7条の2第2項<u>《申告の特例》</u>に規定する特例申告をいう。以下同じ。）毎に作成する。</p> <p>(2) （同左）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) (省略)</p> <p>(5) 提供する担保が据置担保の場合は、「<b>提供した担保</b>」欄の「担保期間（債権発生期間）」を記載する。</p> <p>なお、据置担保を提供した後の第 2 回目以降の特例申告納期限延長申請の場合は、「<b>担保の種類</b>」欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供が<u>あつた</u>ものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）（C-1020）</b></p> <p><b>1. 関税修正申告書記載要領の共通事項</b></p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 修正申告により納付すべき関税等の納付を法第 9 条の 4 ただし書に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨（例えば、「MPN 利用」）を明瞭に記載する。</p> <p><b>2. 関税修正申告書の記載要領</b></p> <p>(省略)</p> <p>「<b>申告者</b>」欄の「<b>住所</b>」及び「<b>氏名又は名称</b>」の項には、修正申告に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名又は名称を記載し、輸入（納税）申告書と同様に権限ある者の押印をする。「<b>輸入者符号</b>」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(4) 提供する担保が据置担保の場合は、「<b>提供した担保</b>」欄の「担保期間（債権発生期間）」を記載する。</p> <p>なお、据置担保を提供した後の第 2 回目以降の特例申告納期限延長申請の場合は、「<b>担保の種類</b>」欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供が<u>あつた</u>ものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）（C-1020）</b></p> <p><b>1. 関税修正申告書記載要領の共通事項</b></p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 修正申告により納付すべき関税等の納付を法第 9 条の 4 ただし書《<u>電子情報処理組織による納付手続</u>》に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨（例えば、「MPN 利用」）を明瞭に記載する。</p> <p><b>2. 関税修正申告書の記載要領</b></p> <p>(同左)</p> <p>「<b>申告者</b>」欄の「<b>住所</b>」及び「<b>氏名又は名称</b>」の項には、修正申告に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名又は名称を記載し、輸入（納税）申告書と同様に権限ある者の押印をする。通関業者が修正申告する場合には「<b>代理人</b>」の箇所に通関業者の住所、氏名又は</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号) 25-6 に規定する符号を記載する。通関業者が修正申告する場合には「<b>代理人</b>」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。</p> <p>申告書中 <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <b>関税法第 7 条の 14 第 1 項</b>  <b>国税通則法第 19 条第 項</b>  <b>地方税法第 72 条の 101</b> </span> の箇所には、条項空白箇所に適用条項を記載するとともに、不要の文字を抹消する。</p> <p>申告書中「関税 円、 税 円、 税 円」の空白箇所には、修正申告により納付すべき税額の合計額を受入科目別に記載するとともに、修正申告の対象となっている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。</p> <p>「受入科目」欄の「 税」の箇所には、修正申告の対象となっている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）（C-1030）</b></p> <p>1. (省略)</p> <p><b>2. 関税更正請求書の記載要領</b></p> <p>(省略)</p> <p>「請求者」欄の「住所」及び「氏名又は名称」の欄には、更正の請求に係</p>	<p>名称を併記する。</p> <p>申告書中 <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <b>関税法第 7 条の 14 第 1 項</b>  <b>国税通則法第 19 条第 項</b>  <b>地方税法第 72 条の 101 第 1 項</b> </span> の箇所には、条項空白箇所に適用条項を記載するとともに、不要の文字をまつ消する。</p> <p>申告書中「関税 円、 税 円、 税 円」の空白箇所には、修正申告により納付すべき税額の合計額を受入科目別に記載するとともに、修正申告の対象となつている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。</p> <p>「受入科目」欄の「 税」の箇所には、修正申告の対象となつている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）（C-1030）</b></p> <p>1. (同左)</p> <p><b>2. 関税更正請求書の記載要領</b></p> <p>(同左)</p> <p>「請求者」欄の「住所」及び「氏名又は名称」の欄には、更正の請求に係</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名又は名称を記載する。<u>「輸入者符号」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</u>通関業者が代理請求する場合には、「<b>代理人</b>」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。</p> <p>請求書中 <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <b>関税法第7条の15第1項</b>  <b>国税通則法第23条第1項</b>  <b>地方税法第72条の100</b> </span> の箇所は、不要の文字を抹消する。</p> <p>「<b>受入科目</b>」欄の「<b>税</b>」の箇所には、更正請求の対象となっている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>更正後の更正の請求の場合には、その対象となっている更正通知書の「更正後」の欄に記載されている課税標準及び税額を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>担保提供書（C-1090）</b></p> <p>(1) 「<u>輸入者符号</u>」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p>	<p>る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名又は名称を記載する。通関業者が代理請求する場合には、「<b>代理人</b>」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。</p> <p>請求書中 <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <b>関税法第7条の15第1項</b>  <b>国税通則法第23条第1項</b>  <b>地方税法第72条の100第1項</b> </span> の箇所は、不要の文字を抹消する。</p> <p>「<b>受入科目</b>」欄の「<b>税</b>」の箇所には、更正請求の対象となっている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>更正後の更正の請求の場合には、その対象となっている更正通知書の「更正後」の欄に記載されている課税標準及び税額を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;"><b>担保提供書（C-1090）</b></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p>
<p>輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅰ（C-5300）</p> <p>輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅱ（C-5310）</p>	<p>輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅰ（C-5300）</p> <p>輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅱ（C-5310）</p>
<p>&lt; 評価申告書Ⅰ及びⅡに共通する事項 &gt;</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) 「<u>輸入者符号</u>」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 に規定する符号を記載する。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 「<u>包括申告の主要関係税関名</u>」欄には、<u>貨物の主要な輸入申告予定官署名</u>を記載する。例えば、東京税関本関及び大井出張所並びに大阪税関関西空港税関支署において、主に<u>輸入申告</u>を予定しているときは、東京税関（本関、大井出張所）</p>	<p>&lt; 評価申告書Ⅰ及びⅡに共通する事項 &gt;</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>(5) 「<u>輸入者符号</u>」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達 25-6 に定められた記載要領により記載する。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 「<u>包括申告の主要関係税関名</u>」欄には、<u>申告貨物に係る輸入通関を予定する主要な税関官署名</u>を記載する。例えば、東京税関本関及び大井出張所並びに大阪税関関西空港税関支署において、主に<u>輸入通関</u>を予定しているときは、</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>大阪税関（関西空港税関支署） のように記載する。</p> <p>(8)及び(9) （省略） （省略）</p> <p>&lt; 限定輸入申告者等の納税申告に係る評価申告 &gt; （省略）</p> <p>(2) 「輸入者符号」欄には、荷受人に係る<u>外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 に規定する符号</u>を記載する。</p> <p>(3)及び(4) （省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>当事者分析成績採用申請書（C-5570）</b></p> <p>&lt; 申請書上段 &gt;</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 「<b>〇〇税関</b>」には、<u>輸出入貨物等が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署が所属する税関（以下この項において「蔵置官署」という。）</u>が所属する税関の名称を記載する。</p> <p>3 「（<b>経由</b>）」には、当該申請に係る貨物の<u>蔵置官署</u>が支署又は出張所である場合に、当該支署又は出張所の名称を記載する。</p>	<p>東京税関（本関、大井出張所） 大阪税関（関西空港税関支署） のように記載する。</p> <p>(8)及び(9) （同左） （同左）</p> <p>&lt; 限定輸入申告者等の納税申告に係る評価申告 &gt; （同左）</p> <p>(2) 「輸入者符号」欄には、荷受人の<u>輸入者符号</u>を記載する。</p> <p>(3)及び(4) （同左）</p> <p style="text-align: center;"><b>当事者分析成績採用申請書（C-5570）</b></p> <p>&lt; 申請書上段 &gt;</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 「<b>〇〇税関〇〇部長</b>」には、<u>該当する税関名及びその当該申請に係る貨物の通関審査等を所管する部</u>の名称を記載する。</p> <p>3 「（<b>経由</b>）」の<u>空欄</u>には、当該申請に係る貨物の<u>通関税関</u>が支署又は出張所である場合に、当該支署又は出張所の名称を記載する。</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4 申請者の「住所」及び「氏名（名称及び代表権者の氏名）」には、当該申請者が法人の支社、支店、工場等である場合に、その所在地並びに名称及び責任者の氏名を記載し、その職印を<u>押印</u>又は署名する。</p> <p>&lt;申請書中段&gt; （一般的事項） <u>新規、更新、変更のいずれの申請においても全ての欄に記載し、変更の申請の場合には、変更が生じた事項に下線を付す。</u></p> <p>（各欄の記載事項）</p> <p>(1)欄：申請に係る貨物の輸出入申告書等を提出しようとする税関官署（以下この項において「申告官署」という。）の名称を記載する。ただし、<u>申告官署の追加又は削除に係る変更の申請の場合には、当該追加又は削除しようとする申告官署の名称のみを記載し、（追加）又は（削除）と付記する。なお、申告官署が蔵置官署と異なる場合にはその旨を記載する。</u></p> <p>(2)欄：申請に係る貨物の輸出入申告書等の分析の成績による審査を希望する申請書等の書類（例：輸入申告書、輸出申告書、積戻し申告書、保税作業終了届）を記載し、減免還付に関するもの場合には、その根拠法令名及びその条項（例えば、<u>関税定率法第13条第1項による免税</u>）を付記する。</p> <p>(3)欄：申請に係る分析の成績による関税等の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。以下(4)欄において同じ。）を希望する貨物の品名（例</p>	<p>4 申請者の「住所」及び「氏名（名称及び代表権者の氏名）」の項には、当該申請者が法人の支社、支店、工場等である場合には、その所在地並びに名称及び責任者の氏名を記載し、その職印を<u>押なつ</u>又は署名する。</p> <p>&lt;申請書中段&gt; （一般的事項） <u>新規申請及び更新申請の場合には、すべての欄に記載し、変更申請の場合には、該当欄のみに変更後の事項を記載する。</u></p> <p>（各欄の記載事項）</p> <p>(1)欄：申請に係る貨物の輸出入申告書等を提出しようとする税関官署名を記載する。ただし、<u>税関官署の追加又は削除に係る変更申請の場合には、当該追加又は削除しようとする税関官署名のみを記載し、（追加）又は（削除）と付記する。</u></p> <p>(2)欄：申請に係る分析成績による審査を希望する申請書等の書類（例、輸入申告書、輸出申告書、積戻し申告書、保税作業終了届）を記載し、減免還付に関するもの場合には、その根拠法令名及びその条項を付記する（例、<u>関税定率法第13条第1項による免税</u>）。</p> <p>(3)欄：申請に係る分析成績による関税等の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。以下同じ。）を希望する貨物の品名（例、粗糖、重油、</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>え、粗糖、重油、マニオカでん粉）を記載する。</p> <p>(4)欄：申請に係る<u>分析の成績</u>により関税等の賦課が行われる場合に必要とされる分析項目（<u>例えば、糖度、比重、水分</u>）を記載する。</p> <p>(5)欄：<u>(4)欄</u>に掲げる分析項目の分析方法を記載するものとし、当該分析方法が JIS（日本工業規格）、日本薬局方又は関税中央分析所若しくは国税庁において定められているものであるときは、当該分析方法の名称（<u>例えば、JIS K 2249-4「原油及び石油製品－密度の求め方－第 1 部：振動法</u>」、関税中央分析所が定める税関分析法 No. 101「砂糖の糖度測定法」）のみを記載し、その他の分析方法であるときは、別紙に分析方法の名称、使用する試薬及び器具、試料の調製、分析操作その他当該分析方法に係る事項を JIS 又は関税中央分析所が定める税関分析法と同程度の詳細さをもって記載し、(5)欄は「別紙のとおり」と記載する。</p> <p>(6)欄：(省略)</p> <p>(7)欄：申請に係る分析の責任者の職名（分析室長、試験課長等直接当該分析を実施する部署の長の職名をいう。）及び氏名を記載し、当該責任者の印を<u>押印</u>する。</p> <p>(8)欄：(省略)</p> <p>(9)欄：上記各欄に記載した事項についての補足説明等のほか、<u>更新又は変更の申請の場合には、新規又は最近の更新の申請に係る承認番号</u>（当該新規又は最近の更新の申請に係る承認の日以降に変更の承認を受</p>	<p>マニオカでん粉）を記載する。</p> <p>(4)欄：申請に係る<u>分析成績</u>により関税等の賦課が行われる場合に必要とされる分析項目（<u>例、糖度、比重、水分</u>）を記載する。</p> <p>(5)欄：<u>括弧 4 欄</u>に掲げる分析項目の分析方法を記載するものとし、当該分析方法が JIS（日本工業規格）、日本薬局方又は関税中央分析所若しくは国税庁において定められているものであるときは、当該分析方法の名称（<u>例、JIS K 2249「原油及び石油製品の密度試験方法並びに密度・質量・容量換算表</u>」、関税中央分析所が定める税関分析法 No. 101「砂糖の糖度測定法」）のみを記載し、その他の分析方法であるときは、別紙に分析方法の名称、使用する試薬及び器具、試料の調製、分析操作その他当該分析方法に係る事項を JIS 又は関税中央分析所が定める税関分析法と同程度の詳細さをもって記載し、(5)欄は「別紙のとおり」と記載する。</p> <p>(6)欄：(同左)</p> <p>(7)欄：申請に係る分析の責任者の職名（分析室長、試験課長等直接当該分析を実施する部署の長の職名をいう。）及び氏名を記載し、当該責任者の印を<u>押なつ</u>する。</p> <p>(8)欄：(同左)</p> <p>(9)欄：上記各欄に記載した事項についての補足説明等のほか、<u>更新申請又は変更申請の場合には、新規申請又は最近の更新申請の承認番号及びそれ以降の変更申請の承認番号</u>を記載する。</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>けている場合には、<u>当該変更の申請に係る承認番号を含む。</u>）を記載する。</p> <p>関税法基本通達 <u>67-3-20 の(2)のイの(ホ)</u>の規定により、保税工場等の責任者の名をもってこの申請を行う場合には、<u>蔵入れ、移入れ若しくは総保入れ又は輸入の委託先の名称（委託先が複数の場合には列記する。）</u>及び委託事項を、例えば、</p> <p>「輸入：〇〇商事株式会社〇〇支店 △△貿易株式会社△△支店」</p> <p>のように記載する。</p> <p>(10)欄：税関が、申請に係る分析を行う際の留意事項（<u>例えば、分析操作上の注意事項、分析成績の表示方法</u>）、申請書の記載に関する指示事項、分析成績書の様式に関する指示事項その他の参考事項を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）</b></p> <p>(省略)</p> <p>「<b>申立人</b>」欄における<u>法人番号</u>については、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）</u>を保有する場合に記載する。<u>国籍</u>については、<u>外国人（外国法人）の場合に</u>記載する。</p> <p>「<b>認定手続を執るべき税関長</b>」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続</p>	<p>関税法基本通達 <u>67-3-19（当事者分析）の(2)のイの(ニ)</u>の規定により、保税工場等の責任者の名をもってこの申請を行う場合には、<u>蔵（移・総保）入れ又は輸入の委託先の名称（委託先が複数の場合には列記する。）</u>及び委託事項を、例えば、</p> <p>「輸入：〇〇商事株式会社〇〇支店 △△貿易株式会社△△支店」</p> <p>のように記載する。</p> <p>(10)欄：税関が、申請に係る分析を行う際の留意事項（<u>例、分析操作上の注意事項、分析成績の表示方法</u>）、申請書の記載に関する指示事項、分析成績書の様式に関する指示事項その他の参考事項を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）</b></p> <p>(同左)</p> <p>「<b>申立人</b>」欄には、<u>申立人が外国人（外国法人）の場合、その国籍も</u>記載する。</p> <p>「<b>認定手続を執る税関長</b>」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を<u>抹消し又は二重線で消す</u>。</p> <p>「<b>権利の種類</b>」欄には、輸出差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）に<u>レチェックを付し又は□を■とする</u>。また、輸出差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。</p> <p>「<b>登録番号及び登録年月日</b>」欄には、<u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生日を記載する（権利発生日が不明な場合には、省略する。）</u>。</p> <p>「<b>権利の存続期間</b>」欄において、<u>著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 50 年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）</u>。</p> <p>「<b>権利の範囲</b>」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、<u>できる限り具体的に記載する</u>。また、商標権に係る輸出差止申立ての場合には、<u>指定商品名及び登録商標も記載する</u>。</p> <p>「<b>権利者</b>」欄における法人番号については、<u>輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する</u>。</p> <p>「<b>専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者</b>」欄における法人番号については、<u>輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する</u>。</p>	<p>るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を二重線で消す。</p> <p>「<b>権利の種類</b>」欄には、輸出差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを<u>付す</u>。また、輸出差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを<u>付す</u>。</p> <p>「<b>登録番号及び登録年月日</b>」欄には、登録番号及び登録年月日を記載する。</p> <p>「<b>権利の範囲</b>」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、<u>できる限り具体的に記載する</u>。また、商標権に係る輸出差止申立ての場合には、<u>指定商品名も記載する</u>。</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<u>通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者</u>」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、<u>法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</u></p> <p>（省略）</p> <p>「<u>侵害物品と認める理由</u>」欄には、<u>輸出差止申立てに係る権利を侵害すると認める理由を記載する。</u></p> <p>「<u>識別ポイント</u>」欄には、<u>侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。</u></p> <p>「<u>輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u>」欄には、<u>4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</u></p> <p>「<u>侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項</u>」欄には、<u>輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</u></p> <p>「<u>訴訟等での争い</u>」欄には、<u>輸出差止申立てに係る権利の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。</u></p>	<p>「<u>通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者</u>」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<u>輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u>」欄には、<u>4年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から4年間」と記載することができる。</u></p> <p>「<u>侵害物品と認める理由</u>」欄には、<u>侵害すると認める理由を記載する。</u></p> <p>「<u>識別ポイント</u>」欄には、<u>侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイントにつき具体的、かつ、詳細に記載する。</u></p> <p>「<u>侵害すると認める物品の輸出に関する参考事項</u>」欄は、<u>輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</u></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）</b></p> <p>（省略）</p> <p>「<b>申立人</b>」欄における法人番号については、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</u></p> <p>「<b>認定手続を執るべき税関長</b>」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を<u>抹消し又は二重線で消す。</u></p> <p>「<b>保護対象商品等表示等の種類</b>」欄には、輸出差止申立てを行う者の保護対象商品等表示等に該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>使用を許諾し又は許諾されている者</b>」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、<u>法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</u></p> <p>「<b>輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等</b>」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p>（省略）</p>	<p><b>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）</b></p> <p>（同左）</p> <p>「<b>申立人</b>」欄には、<u>申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</u></p> <p>「<b>認定手続を執る税関長</b>」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を二重線で消す。</p> <p>「<b>保護対象商品等表示等の種類</b>」欄は、輸出差止申立てを行う者の保護対象商品等表示等に該当する箇所（□）にレチェックを付す。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>使用を許諾し又は許諾されている者</b>」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを<u>記入する。</u></p> <p>「<b>輸出差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等</b>」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p>（同左）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<u>侵害物品と認める理由</u>」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。</p> <p>「<u>識別ポイント</u>」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「<u>輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u>」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</p> <p>「<u>侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項</u>」欄には、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「<u>訴訟等での争い</u>」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5643）</p> <p>（省略）</p> <p>「<u>申立人</u>」欄における法人番号については、<u>法人番号（行政手続における</u></p>	<p>「<u>輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u>」欄には、4年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「<u>受理日から4年間</u>」と記載することができる。</p> <p>「<u>侵害物品と認める理由及び識別ポイント</u>」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「<u>侵害すると認める物品の輸出に関する参考事項</u>」欄には、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5643）</p> <p>（同左）</p> <p>「<u>申立人</u>」欄には、<u>申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記</u></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</p> <p>「<u>認定手続を執るべき税関長</u>」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を<u>抹消し又は二重線</u>で消す。</p> <p>（省略）</p> <p>「<u>使用を許諾し又は許諾されている者</u>」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを<u>記載</u>する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「<u>輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等</u>」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<u>侵害物品と認める理由</u>」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。</p> <p>「<u>識別ポイント</u>」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「<u>輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u>」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</p>	<p>載する。</p> <p>「<u>認定手続を執る税関長</u>」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を二重線で消す。</p> <p>（同左）</p> <p>「<u>使用を許諾し又は許諾されている者</u>」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを<u>記入</u>する。</p> <p>「<u>輸出差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等</u>」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<u>輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u>」欄には、4年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「<u>受理日から4年間</u>」と記載することができる。</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<u>侵害すると認める物品の輸出（積戻し）</u>」に関して特定又は想定される事項」欄には、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「<u>訴訟等での争い</u>」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（<input type="checkbox"/>）にレチェックを付し又は<input type="checkbox"/>を<input checked="" type="checkbox"/>とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>輸入差止申立書（C-5840）</b></p> <p>（省略）</p> <p>「<u>申立人</u>」欄における法人番号については、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</u></p> <p>「<u>認定手続を執るべき税関長</u>」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を<u>抹消し又は二重線で消す。</u></p> <p>「<u>権利の種類</u>」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（<input type="checkbox"/>）</p>	<p>「<u>侵害物品と認める理由及び識別ポイント</u>」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸出に関して特定又は想定される事項」欄には、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>輸入差止申立書（C-5840）</b></p> <p>（同左）</p> <p>「<u>申立人</u>」欄には、<u>申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</u></p> <p>「<u>認定手続を執る税関長</u>」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を二重線で消す。</p> <p>「<u>権利の種類</u>」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（<input type="checkbox"/>）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>にレチェックを付し又は□を■とする（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェック等と併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）。また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>権利の範囲</b>」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名及び登録商標も記載する。</p> <p>「<b>権利者</b>」欄における法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「<b>専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者</b>」欄における法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「<b>通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者</b>」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>侵害物品と認める理由</b>」欄には、輸入差止申立てに係る権利を侵害すると認める理由を記載する。</p>	<p>にレチェックを付す（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）。また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付す。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>権利の範囲</b>」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。</p> <p>「<b>通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者</b>」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p> <p>（同左）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。</u></p> <p><u>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</u></p> <p><u>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</u></p> <p><u>「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。）、外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンシー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</u></p> <p><u>「訴訟等での争い」欄には、輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。</u></p> <p>（省略）</p>	<p><u>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から4年間」と記載することができる。</u></p> <p><u>「侵害物品と認める理由」欄には、侵害すると認める理由を記載する。</u></p> <p><u>「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイントにつき具体的、かつ、詳細に記載する。</u></p> <p><u>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</u></p> <p><u>「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。）、外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンシー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</u></p> <p>（同左）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5842）</b></p> <p>（省略）</p> <p>「<b>申立人</b>」欄における法人番号については、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</u></p> <p>「<b>認定手続を執るべき税関長</b>」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を<u>抹消し又は二重線で消す。</u></p> <p>「<b>保護対象商品等表示等の種類</b>」欄には、輸入差止申立てを行う者の保護対象商品等表示等に該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。</p> <p>（省略）</p> <p>「<b>使用を許諾し又は許諾されている者</b>」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、<u>法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</u></p> <p>（省略）</p> <p>「<b>侵害物品と認める理由</b>」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5842）</b></p> <p>（同左）</p> <p>「<b>申立人</b>」欄には、<u>申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</u></p> <p>「<b>認定手続を執る税関長</b>」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を二重線で消す。</p> <p>「<b>保護対象商品等表示等の種類</b>」欄は、輸入差止申立てを行う者の保護対象商品等表示等に該当する箇所（□）にレチェックを付す。</p> <p>（同左）</p> <p>「<b>使用を許諾し又は許諾されている者</b>」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを<u>記入する。</u></p> <p>（同左）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。</u></p> <p><u>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</u></p> <p>（省略）</p> <p>「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。）、外国における使用許諾関係、その他の事項（使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p><u>「訴訟等での争い」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。</u></p> <p>（省略）</p> <p>輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5843）</p>	<p><u>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から4年間」と記載することができる。</u></p> <p><u>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</u></p> <p>（同左）</p> <p>「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。）、外国における使用許諾関係、その他の事項（使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5843）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>「<u>申立人</u>」欄における法人番号については、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</u></p> <p>「<u>認定手続を執るべき税関長</u>」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を<u>抹消し又は二重線で消す。</u></p> <p>(省略)</p> <p>「<u>使用を許諾し又は許諾されている者</u>」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを<u>記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</u></p> <p>(省略)</p> <p>「<u>侵害物品と認める理由</u>」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。<u></u></p> <p>「<u>識別ポイント</u>」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。<u></u></p> <p>「<u>輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u>」欄には、4 年以内の期間を記載する。<u>また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は</u></p>	<p>(同左)</p> <p>「<u>申立人</u>」欄には、<u>申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</u></p> <p>「<u>認定手続を執る税関長</u>」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を二重線で消す。</p> <p>(同左)</p> <p>「<u>使用を許諾し又は許諾されている者</u>」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを<u>記入する。</u></p> <p>(同左)</p> <p>「<u>輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u>」欄には、4 年以内の期間を記載する。<u>なお、特段支障がない場合には、「受理日から 4 年</u></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</u></p> <p>(省略)</p> <p><u>「訴訟等での争い」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。</u></p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>輸入差止情報提供書（C-5866）</b></p> <p><u>「税関長」欄には、輸入差止情報提供を行う税関長名を記載する。</u></p> <p><u>「情報提供者」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有</u></p>	<p><u>間」と記載することができる。</u></p> <p><u>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</u></p> <p>(同左)</p> <p><u>「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徵（輸入価格（FOB 価格）を含む。）、外国における使用許諾関係、その他の事項（使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</u></p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>輸入差止情報提供書（C-5866）</b></p> <p><u>「税関長」欄は、輸入差止情報提供を行う税関名を○で囲む。</u></p> <p><u>「情報提供者」欄には、情報提供者が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</u></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する場合に記載する。<u>国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</u></p> <p><u>「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止情報提供に基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。</u></p> <p>（省略）</p> <p><u>「権利者」欄における法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。</u></p> <p><u>「専用利用権者」欄における法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。</u></p> <p><u>「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。</u></p> <p>（省略）</p> <p><u>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意で輸入統計品目番号（9桁）を記載する。</u></p> <p><u>「侵害物品と認める理由」欄には、輸入差止情報提供に係る権利を侵害すると認める理由を記載する。</u></p> <p><u>「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。</u></p>	<p>（同左）</p> <p><u>「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</u></p> <p>（同左）</p> <p><u>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税関において記載する。</u></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<u>輸入差止情報提供希望期間</u>」欄には、4年以内の期間を記載する。<u>また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</u></p> <p>「<u>侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項</u>」欄には、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「<u>訴訟等での争い</u>」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>開庁時間外の事務の執行を求める届出書（C-8000）</b></p> <p>「<u>事務の種類及び件数</u>」欄には、事務の種類（例えば、輸出申告、輸入申告の別。）及び当該種類ごとの件数を記載する。</p> <p>「<u>事務の執行を求める時間</u>」欄には、開庁時間外に税関の執務を求める予定の時間を記載する。<u>また、法第67条の3の規定に基づく輸出申告又は法第67条の19の規定に基づく輸入申告を行おうとする税関官署（以下「申告官署」という。）とその申告に係る貨物が置かれている保税地域等を所轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）が異なる場合に、複数の税関官署</u></p>	<p>「<u>輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間</u>」欄には、4年以内の期間を記載する。<u>なお、特段支障がない場合には、「受理日から4年間」と記載することができる。</u></p> <p>「<u>侵害物品と認める理由及び識別ポイント</u>」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「<u>侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項</u>」欄は、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>開庁時間外の事務の執行を求める届出書（C-8000）</b></p> <p>「<u>事務の種類及び件数</u>」欄には、事務の種類（例えば、輸出申告、輸入申告の別。）及び当該種類ごとの件数を記載する。</p> <p>「<u>事務の執行を求める時間</u>」欄には、開庁時間外に税関の執務を求める予定の時間を記載する。</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に対して開庁時間外執務の要請を行うときは、上記予定の時間が異なるごとに作成する。</p> <p>「備考」欄には、開庁時間外に税関の執務を求める理由その他税関の執務の参考となる事項を記載する。<u>また、申告官署と蔵置官署が異なる場合に、蔵置官署に対して開庁時間外執務の要請を行うときは、当該蔵置官署の名称を記載する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）</b></p> <p>「<b>あて先税関長</b>」欄には、特例輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認及び認定製造者の認定の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が<u>通関業務を行う営業所の所在地を所轄するいずれかの税関長の職名を記載する。</u></p> <p>「<b>輸出入者符号</b>」欄には、<u>外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6の規定に準じて申請者が保有する符号を記載する。</u></p> <p>（省略）</p> <p>「<b>関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の</b></p>	<p>「備考」欄には、開庁時間外に税関の執務を求める理由その他税関の執務の参考となる事項を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）</b></p> <p>「<b>あて先税関長</b>」欄には、特例輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認及び認定製造者の認定の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が<u>通関業の許可を受けているいずれかの税関長の職名を記載する。</u></p> <p>（同左）</p> <p>「<b>関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の</b></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>品名」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載の上、添付する。</p> <p>「<u>関税法第7条の5第1号イからリまでのいずれか・関税法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか・関税法第63条の4第1号イからチまでのいずれか・関税法第67条の6第1号イからチまでのいずれか・関税法第67条の13第3項第1号イからチまで又は同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいずれか・関税法第79条第3項第1号イからホまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）」欄の具体的な記載方法は、次による。</u></p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 特定保税承認者の承認申請にあつては関税法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、特定保税運送者の承認申請にあつては同法第63条の4第1号イからチまでのいずれか、認定製造者の認定申請にあつては同法第67条の13第3項第1号イからチまで又は同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいずれか、認定通関業者の認定申請にあつては同法第79条第3項第1号イからホまでのいずれかについて記載する。</p> <p>「許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地」欄には、関税法第50条第1項の承認を受けようとする場合にあつては、許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第61条の5第1項の承</p>	<p>品名」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載の<u>うえ</u>添付する。</p> <p>「<u>関税法第7条の5第1号イからリまでのいずれか・関税法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか・関税法第63条の4第1号イからチまでのいずれか・関税法第67条の6第1号イからチまでのいずれか・関税法第67条の13第3項第1号イからチまで又は同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいずれか・関税法第79条第3項第1号イからチまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）」欄の具体的な記載方法は、次による。</u></p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 特定保税承認者の承認申請にあつては関税法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、特定保税運送者の承認申請にあつては同法第63条の4第1号イからチまでのいずれか、認定製造者の認定申請にあつては同法第67条の13第3項第1号イからチまで又は同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいずれか、認定通関業者の認定申請にあつては同法第79条第3項第1号イからチまでのいずれかについて記載する。</p> <p>「許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地」欄には、関税法第50条第1項の承認を受けようとする場合にあつては、許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第61条の5第1項の承</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第 79 条第 1 項の認定を受けようとする場合にあっては、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 8 条第 1 項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載の上、添付する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p> <p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業員を含む。）の名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 認定製造者の認定申請</p>	<p>認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第 79 条第 1 項の認定を受けようとする場合にあっては、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 8 条第 1 項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載の<u>う</u>え添付する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p> <p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業員を含む。）の名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 認定製造者の認定申請</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>①～⑥ （省略）</p> <p>⑦ 特定製造貨物輸出者のコード（<u>外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号をいい、特定製造貨物輸出申告を通関業者に委託して行う場合における当該通関業者の利用者コード（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）</u>）</p> <p>⑧及び⑨ （省略）</p> <p>(6) 認定通関業者の認定申請</p> <p>① <u>通関業法施行令第14条第1項第2号に規定する二号税関長（申請者が通関業務を行う営業所が複数ある場合に限る。）</u></p> <p>②～⑦ （省略）</p> <p>(省略)</p>	<p>①～⑥ （同左）</p> <p>⑦ 特定製造貨物輸出者のコード（<u>「税関発給コードの発給に係る事務処理要領について」（平成20年10月9日財関第1140号）により税関が発給する税関輸出入者コード又は(財)日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）が付番する日本輸出入者標準コードをいい、特定製造貨物輸出申告を通関業者に委託して行う場合における当該通関業者の利用者コード（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）</u>）</p> <p>⑧及び⑨ （同左）</p> <p>(6) 認定通関業者の認定申請</p> <p>① <u>通関業の許可を受けている税関長</u></p> <p>②～⑦ （同左）</p> <p>(同左)</p>
<p align="center"><b>特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）</b></p>	<p align="center"><b>特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）</b></p>
<p><b>&lt;記載事項&gt;</b></p> <p>変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する（<u>「輸出入者符号」欄には、外国貿易等に関する統計基</u></p>	<p><b>&lt;記載事項&gt;</b></p> <p>変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号（<u>特例輸入者及び特定輸出者に限る。</u>）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更す</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6の規定に準じて届出者が保有する符号を記載する）。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからリまでのいずれか、法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第63条の4第1号イからチまでのいずれか、法第67条の6第1号イからチまでのいずれか、法第67条の13第3項第1号イからチまで及び第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいずれか、法第79条第3項第1号イからホまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>特例輸入者の承認等取りやめ届（C-9040）</b></p> <p>「<b>あて先税関長</b>」欄には、承認又は認定を行った税関長名を記載する。</p> <p>「<b>輸出入者符号</b>」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6の規定に準じて届出者が保有する符号を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C-9060）</b></p>	<p>る事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからリまでのいずれか、法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第63条の4第1号イからチまでのいずれか、法第67条の6第1号イからチまでのいずれか、法第67条の13第3項第1号イからチまで及び第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいずれか、法第79条第3項第1号イからチまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;"><b>特例輸入者の承認等取りやめ届（C-9040）</b></p> <p>「<b>あて先税関長</b>」欄には、承認又は認定を行った税関長名を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;"><b>特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C-9060）</b></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>&lt;記載事項&gt;  <u>「輸出入者符号」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 の規定に準じて申請者が保有する符号を記載する。</u></p> <p>&lt;添付書類等&gt;          (省略)</p> <p>通関業法関係</p> <p><b>許可等条件変更申請書（B-1010）</b></p> <p>「<b>変更内容</b>」の項には、条件の変更を申請する場合には、その変更の内容（例えば、取扱貨物の種類〇〇を〇〇に）を、期限の延長を申請する場合には期限の延長を、また、条件の解除を申請する場合には、「<u>取扱貨物の限定解除</u>」と記載する。</p> <p><b>通関業許可申請書（B-1060）</b></p> <p>&lt;記載事項&gt;  <u>「置こうとする通関士の数」欄には、貨物限定の条件を受けようとする場合であって通関士を置かないこととするときは、記載を要しない。</u>          なお、「置こうとする通関士」とは、通関士試験に合格した者で、現に、</p>	<p>&lt;添付書類等&gt;          (同左)</p> <p>通関業法関係</p> <p><b>許可条件変更申請書（B-1010）</b></p> <p>「<b>変更内容</b>」の項には、条件の変更を申請する場合には、その変更の内容（例えば、取扱貨物の種類〇〇を〇〇に）を、期限の延長を申請する場合には期限の延長を、また、条件の解除を申請する場合には、「<u>通関業務を行う地域（又は取扱貨物）の限定解除</u>」と記載する。</p> <p><b>通関業許可申請書（B-1060）</b></p> <p>&lt;記載事項&gt;  <u>「置こうとする通関士の数」欄には、<u>通関士設置地域以外において通関業務に従事しようとする者又は特定貨物の通関業務に従事しようとする者は記載を要しない。</u>しかし、これらに該当する者であつても通関士を設置する</u></p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申請者に雇用されているか、又は雇用することが雇用契約等により確実にであると認められる者とする。<u>したがって</u>、それが単に不特定の見込みである場合は含まない。</p> <p>「<b>取り扱おうとする貨物の種類</b>」欄には、取り扱おうとする貨物の種類を一定の種類のみに限ることを希望する場合にのみ、<u>その種類</u>を記載する。</p> <p>「<b>通関業務以外の事業を営んでいるときはその種類</b>」欄に、例えば、港湾運送事業（第×種、許可第×号）、倉庫業（<u>登録</u>第×号）等のように、その許可等の番号、種類、年月日までを記載する。</p> <p>&lt;添付書類&gt; (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>宣誓書</b>（B-1080）</p> <p>宣誓書中、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6条 号から第<u>9</u>号まで<u>及び第11号</u></span>の箇所は、宣誓第31条第2項</p>	<p><u>こととなつている場合には記載する。</u></p> <p>なお、「置こうとする通関士」とは、通関士試験に合格した者で、現に、申請者に雇用されているか、又は雇用することが雇用契約等により確実にであると認められる者とする。<u>したがって</u>、それが単に不特定の見込みである場合は含まない。</p> <p>「<b>通関業務を行おうとする地域</b>」欄には、<u>通関業務に従事しようとする地を管轄する税関の管轄区域を記載する。ただし、通関業者の許可申請が、通関業法（昭和42年法律第122号）第13条第1項第1号《通関士の設置》の規定により、通関士の設置を要しない地域限定に係るものである場合には、当該税関の管轄区域のうち通関士設置地域に該当する地域以外の通関業務を行おうとする地域を記載する。</u></p> <p>「<b>取り扱おうとする貨物の種類</b>」欄には、取り扱おうとする貨物の種類が一定の種類のみに限ることを希望する場合にのみその種類を記載する。</p> <p>「<b>通関業務以外の事業を営んでいるときはその種類</b>」欄に、例えば、港湾運送事業（第×種、許可第×号）、倉庫業（<u>許可</u>第×号）等のように、その許可等の番号、種類、年月日までを記載する。</p> <p>&lt;添付書類&gt; (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>宣誓書</b>（B-1080）</p> <p>宣誓書中、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6条 号から第<u>7</u>号まで</span>の箇所は、宣誓内容に応じ、第31条第2項</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>内容に応じ、空白箇所に号番号を記載するとともに、不要の文字を<u>抹消</u>する。</p> <p style="text-align: center;"><b>通関業の許可申請事項等の変更届</b>（B-1140）</p> <p>&lt;添付書類&gt;  <u>変更届</u>には、通関業法基本通達12-1(1)に規定する書類を添付する。          なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</p>	<p>空白箇所に号番号を記載するとともに、不要の文字を<u>まつ消</u>する。</p> <p style="text-align: center;"><b>通関業の許可申請事項等の変更届</b>（B-1140）</p> <p>&lt;添付書類&gt;  <u>申請書</u>には、通関業法基本通達12-1(1)に規定する書類を添付する。          なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>専任通関士の設置免除承認申請書</b>（B-1150）</p> <p><u>「営業所の所在地及び名称」の項には、専任の通関士を置かないこととした営業所の所在地及び名称を記載する。この場合併任する営業所の所在地及び名称を併記する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>通関業務取扱台帳</b>（B-1170）</p> <p><u>「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）の18-2（料金表を適用しない手続）のイからチまでの手続に係る通関業務について記載する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>通関業営業報告書</b>（B-1190）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>通関士確認届（B-1320）</u></p> <p><u>確認届には、通関業法基本通達31-1(2)に規定する書類を添付する。</u>  <u>なお、通関士試験合格証書に記載のある事項のうち、通関士として通関業務に従事させようとする者の氏名（カナ、漢字）及び生年月日並びに当該従事させようとする者の性別について、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</u></p>	<p><u>第2表中「<b>輸入申告等</b>」欄において、「<b>その他の申告・申請又は届</b>」欄には、通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）の18-2（料金表を適用しない手続）のイからチまでの手続に係る通関業務について記載する。</u></p>